

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 372 号）

### 〔教職員の処分に係る文書部分公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和 5 年 1 月 19 日）

#### 第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）は、本件審査請求に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、別紙の「非公開が妥当と判断した部分」を除いて公開すべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

#### 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 2 年 1 月 19 日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、「『たばこで中抜け、9 年で 3442 回 高校教諭を減給処分』について処分の検討に係る文書」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和 2 年 2 月 3 日付けで、実施機関は、条例第 14 条第 2 項の規定により、対象行政文書に記載された情報が複雑であり、その内容を確認し、公開決定等の判断を行うために日数を要するためとして、公開決定等を行う期限を延長し、延長後の期限を同月 17 日とする決定を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和 2 年 2 月 17 日付けで、実施機関は、本件請求に対応する行政文書として「大阪府公立学校教職員の懲戒処分について（伺い）（平成 31 年度 教職人第 4034 号）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、条例第 13 条第 1 項の規定により、本件行政文書のうち、（1）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、（2）のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。
  - （1）公開しないことと決定した部分
    - ア 処分等の対象となった職員の氏名、学校名、その他個人を特定し得る情報
    - イ 処分に係る検討内容及び対象職員に対する事情聴取内容
  - （2）公開しない理由
    - ア 条例第 9 条第 1 号に該当する。

本件行政文書のうち、公開しないことと決定した部分に記載された情報は、処分等の対象となった職員の氏名等、個人の特定に繋がり得る情報が記載されており、これらは、特定個人が識別され得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。
    - イ 条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当する。

本件行政文書のうち、処分に係る検討内容については、対象職員の処分量定等を決定するための情報が記載されており、公にすることで、処分量定を判断するための諸要素が明らかになるおそれがある。

また、対象職員に対する事情聴取内容については、公にすることで、対象職員が聴取の際に自身の事柄に加えて、関係者等の様々な事情に配慮することが予測され、正確かつ詳細な供述を得ることに支障が生じ、服務義務違反等の事実が正確に把握できなくなることや、関係者の理解・協力が得られにくくなる等のおそれがある。

したがって、これらの部分については、今後の人事管理に関する事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- 4 令和2年3月14日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第三 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、再度の決定を求める。

### 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

#### 1 審査請求書における主張

公開しないことと決定した部分に、発表や報道により公開された情報（別添参照）が含まれることは明らか。これら公開情報が公開しないこととされたことは不当である。

添付資料 令和元年12月27日付け実施機関による報道発表資料「教職員の処分について」（添付省略）

令和元年12月27日付け京都新聞記事「9年3千回喫煙で教諭減給」（添付省略）

#### 2 反論書における主張

- (1) 実施機関は、「『処分検討資料』及び『事情聴取書』については、いずれも、条例第8条第1項第4号に該当することから非公開としたものである」と弁明するが、失当である。条例第10条にもとづき、部分公開するべきである。
- (2) 実施機関が令和2年6月2日付け教職人第1591号で行った公開決定では、「教職員の処分について」（甲第1号証）と題する報道発表用資料（以下「報道機関用資料」という。）が公開された。報道機関用資料には、被処分者の年齢や被処分者が喫煙等を行った期間、生徒に対する暴行を行った年月、喫煙等を行った回数、喫煙等をした具体的な場所の他、被処分者の反省の弁等が記載されている。報道機関用資料の起案日が令和元年12月25日であり、本件行政文書の決裁日がその前日の同月24日であることからすると、報道機関用資料が本件行政文書をもとに作成されたことは明らかである。即ち、本件行政文書には、公開可能な情報が記載されており、かつ、その部分を容易に分離することができる。
- (3) 大阪府知事が平成31年2月13日付け人事第2533号で行った部分公開決定では、健康医療部の男性職員（49）の勤務時間中の喫煙に対する訓告処分について、処分検討資料（甲第2号証）が部分公開された。この資料においては、事案の概要、関係職員、確認した事実が部分公開されている。部分公開された「確認した事実」には、被処分者が喫煙等を行った期

間や回数だけでなく、その算出の根拠となった年度毎の職務離脱回数や1回あたりの離脱時間も公開されている。

- (4) 以上のことからすると、本件行政文書の「処分検討資料」及び「事情聴取書」に記録される情報のうち、少なくとも報道機関用資料に記載される情報については部分公開が可能である。

添付資料 甲第1号証 報道機関用資料「教職員の処分について」(添付省略)

甲第2号証 平成30年4月6日付け「職員の処分について(勤務時間中の喫煙)」(添付省略)

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

### 1 弁明書における主張

#### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

#### (2) 審査請求人が主張する発表や報道により公開された情報の本件行政文書における存否

##### ア 本件行政文書に存在する情報

本件行政文書は、「(案1)辞令」(以下「辞令案」という。)、 「(案2)処分説明書」(以下「処分説明書案」という。)、 「(案3)訓告」(以下「訓告案」という。)、 「府立高等学校教諭による職務専念義務違反及び生徒への暴行に係る処分検討資料」(以下「府教委処分検討資料」という。)及び「事情聴取書」(事情聴取書とその添付書類を併せて以下「府教委事情聴取書」という。)で構成される。審査請求人が主張する発表や報道により公開された情報(以下「公開情報」という。)の本件行政文書における存否については、次のとおりである。

(ア) 本件行政文書のうち、辞令案には、公開情報は存在していない。

(イ) 本件行政文書のうち、処分説明書案及び訓告案に存在する公開情報は次のとおりである。

- a 被処分者が喫煙等を行った期間
- b 被処分者が生徒に対する暴行を行った年月

(ウ) 本件行政文書のうち、府教委処分検討資料に存在する公開情報は次のとおりである。

- a 被処分者が喫煙等を行った期間

(エ) 本件行政文書のうち、府教委事情聴取書に存在する公開情報は次のとおりである。

- a 被処分者の年齢
- b 被処分者が喫煙等を行った期間
- c 被処分者が生徒に対する暴行を行った年月
- d 被処分者が喫煙等を行った回数
- e 被処分者が喫煙等をした具体的な場所
- f 被処分者の反省の弁

イ 本件行政文書に存在しない公開情報  
管理監督責任を問われた校長の年齢

(3) 本件審査請求後に実施機関が審査請求人に公開した公開情報

実施機関は、本件審査請求後、本件行政文書のうち、処分説明書案及び訓告案において、本件決定に基づき公開すべき部分について、非公開の処理を施した部分があることが確認されたことから、公開情報のうち、「被処分者が喫煙等を行った期間」及び「被処分者が生徒に対する暴行を行った年月」が記載された部分について、公開の処理を施した処分説明書案及び訓告案を改めて作成し、令和2年5月20日付けで、審査請求人に対して交付している。

(4) 本件決定について

ア 処分説明書案及び訓告案について

処分説明書案及び訓告案については、上記(3)にて述べたとおり、審査請求人が公開すべきとして主張する「被処分者が喫煙等を行った期間」及び「被処分者が生徒に対する暴行を行った年月」が記載された部分について公開した文書を、審査請求人に対して交付している。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

イ 府教委処分検討資料及び府教委事情聴取書について

府教委処分検討資料及び府教委事情聴取書については、いずれも、条例第8条第1項第4号に該当することから非公開としたものである。

(ア) 府教委処分検討資料について

a 府教委処分検討資料については、処分者が職員の非違行為について、どのような事実を認定し、評価を行い、懲戒の要否を検討し、懲戒をする場合は、どの種類が適当であるかを検討した内容が記載されていることから、「懲戒」に関する情報である。

そして、懲戒を行うと判断するに至った過程そのものが公にされると、実施機関がどのように非違行為の事実認定及び評価を行っているのかという諸要素が明らかになり、同種の非違行為を行った職員が、その諸要素を前提に、自己に不利な評価を受けることを免れるための措置を講じる手段を与えてしまうおそれがあり、その結果、懲戒を免れることが可能になることから、職員の勤務関係における規律と公務遂行上の秩序の維持という懲戒の事務の目的が達成できなくなり、また、その公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

b 以上のとおり、府教委処分検討資料については、「府の機関又は国等の機関が行う・・・人事管理・・・の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当する。

(イ) 府教委事情聴取書について

a 府教委事情聴取書については、処分者が、本人から任意に、あくまで秘密を前提として聴取した内容自体を記録した文書であって、本人が事件の経過、内容、動機、心境等がきわめて具体的かつ詳細に記載されていることから、「懲戒」に関する情報であり、かつ、その基礎をなす情報である。

加えて、事情聴取の内容は、本人以外の職場の上司や同僚など関係者にも知らされることはなく、現に秘密とされているものであって、秘密とすることによって非違行為の事実を正確に把握することが可能となるものである。

したがって、事情聴取内容そのものの詳細が公にされると、職員の実施機関に対する信頼を大きく裏切ることはもとより、今後、不祥事に関する事情聴取が公開を前提としてなされることとなり、対象となった職員が聴取の際に自身の事柄に加えて、関係者などの様々な事情に配慮することが予想されるため、正確かつ詳細な供述を得ることに支障が生じるおそれがあり、その結果、非違行為の事実が正確に把握できなくなることから、職員の勤務関係における規律と公務遂行上の秩序の維持という懲戒の事務の目的が達成できなくなり、また、その公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

b 以上のとおり、府教委事情聴取書については、「府の機関又は国等の機関が行う・・・人事管理・・・の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当する。

(ウ) 以上のことから、府教委処分検討資料及び府教委事情聴取書について非公表とした本件決定は適法である。

## (5) 結論

以上述べてきたとおり、本件決定は適法であり、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

## 2 意見書における主張

### (1) 府教委処分検討資料に係る公開部分について

府教委処分検討資料には、条例第8条第1項第4号に該当する情報で、同号の規定によりその記録されている行政文書を公開しないこととされるものが記録されている部分があるところ、その部分を容易に、かつ、本件請求の趣旨を損なわない程度に分離できることから、条例第10条第1項第1号により、以下の部分については、公開することが相当と思料する。

ア 本文4行目「(2) 事案1：勤務時間中の喫煙及び外出について」の表題並びに第1段落及び第2段落の冒頭「教諭Cの・・・上る」の部分。

イ 本文12行目「(3) 事案2：生徒への暴行について」の表題並びに第1段落の第1文及び本文15行目の「生徒に怪我はなく、学業への影響もない」の部分。

ウ 本文21行目～22行目「教諭Cについては、『減給1月』が相当であると思料する。」の部分。

エ 【管理監督責任について】の(2)の「当該学校の校長については、・・・思料する。」の部分。

### (2) 本事案における顛末書は、事情聴取書と一体のものであること

ア 大阪府情報公開審査会答申・大公審答申第247号(以下「第247号答申」という。)では、本件と同様、顛末書が事情聴取書の一部となっていた事案において、「この府教委事情聴取書には「事情聴取書」と「顛末書」とがあり、実施機関はこの顛末書は事情聴取書の一部として管理しているものと主張しているが、通常、顛末書は事情聴取の前に作成される文書であり、事情聴取書とは別の文書と考えるべきである」とされ、「事情聴取書と顛末書を分けて検討」の上、当該顛末書を部分公開すべきとされている。

イ 確かに、顛末書と事情聴取書では、作成者及び作成時期等が異なることから、両者は別の文書と考えるべきであるとも思われる。

そして、第 247 号答申に係る事案における顛末書は、被処分者が府立学校長（以下「学校長」という。）であったため、学校長から実施機関に（原本が）提出され、その後、実施機関による事情聴取書の一部として利用されたものであることから、事情聴取書とは別の文書であるということは、首肯できる。

ウ 他方、本件事案のように、処分を受ける職員が学校長以外の場合、顛末書は、学校長に提出され、原本は学校にて保管される。

その後、学校長は、事案を実施機関に報告する際、顛末書の写しを添付の上提出し、実施機関は、これに基づき、当該職員に事情聴取を行い、顛末書の写しを事情聴取書の一部として保管する。

そうすると、学校において保管される顛末書（原本）は格別、学校長から実施機関に提出され、事情聴取書の一部として保管される顛末書（写し）については、事情聴取書とは別の文書とはいえない。

エ したがって、本件事案は第 247 号答申とは事案を異にし、本件事案における顛末書は、事情聴取書の一部を成すものであり、事情聴取書と一体のものとして扱われるべきである。

(3) 府教委事情聴取書の一部又は別紙が部分公開された場合における事務執行支障について

ア 事情聴取書については、第 247 号答申において、実施機関が懲戒処分等の事後措置を行うにあたり、被処分者から任意に、あくまでも公開しないことを前提として非違行為の事実等を聴取した内容を記録した文書で、事後措置の原因となった事案の経過、内容、動機等がきわめて具体的かつ詳細に記載されており、懲戒処分等に直接関わり、かつ、その基礎をなす情報であると認められるとされている。

その上で、第 247 号答申では、事情聴取書の公開が前提となった場合の事務への支障について、非違行為を行った者が事実関係や動機等を率直に述べなくなるおそれがある上、本人に聴取することにより、初めて把握できる情報が含まれており、この情報が述べられないと、懲戒処分に係る事実の把握等事務の実施に必要なかつ十分な情報を得ることが困難となり、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じると認められると判断されている。

イ このように、事情聴取書記載の事実は、懲戒処分の基礎をなす情報である上、事情聴取により初めて把握できる情報が含まれているのであるが、そもそも、事情聴取は、その内容を全て公にしないことを前提に、その信頼関係に基づき、本人や関係者の任意の協力によって実施されているものである。

要するに、本人や関係者は、供述内容が公にならないと信じ、公になることの影響や、自身への不利益等を考慮することなく、自由に供述することができるのである。

しかるに、仮に、府教委事情聴取書の一部や別紙が、わずかであっても公にされれば、本人や関係者は、公になることの影響や自身への不利益等を考慮して供述せざるを得なくなる。

また、仮に、個人の特定や不利益につながる部分は公にならず、そのおそれはないと説明したとしても、本人や関係者としては、その運用に不信感を抱いたり、また、情報公開

に通じていないことがほとんどである本人や関係者が、いかなる部分が公にされるかを事情聴取中に瞬時に判断することは困難であるため、発言を躊躇することも十分あり得る。

まして、本人や関係者は、事情聴取に協力せずとも何ら不利益は生じないのであるから、府教委事情聴取書が一部でも公にされることになれば、公になることの影響や自身への不利益等を考慮し、そもそも事情聴取を拒み、応じない理由となることも、大いに想定される。

ウ 他方で、実施機関は、強制力ある捜査権限を有しておらず、任意になされる事情聴取は、事実関係把握のための重要な手段となっている。

しかも、非違行為の態様によっては、本人や関係者の供述以外の証拠がなく、事情聴取による情報収集が、事実を確定させる唯一の手段となる場合もある（なお、念のために付言すると、刑事処分と異なり、懲戒処分においては、いわゆる補強法則の適用はない。）。

つまり、事情聴取は、懲戒処分に係る事務における極めて重要な手段の一つであって、本人や関係者がこれに応じず、あるいは自由に供述しない結果となることは、懲戒処分に係る事務の根幹を揺るがすものなのである。

エ 以上のとおりであって、別紙を含め、府教委事情聴取書が一部であっても公にされることとなると、本人や関係者が事情聴取に応じず、あるいは自由に供述することができず、その結果、実施機関は、非違行為に係る事実関係を正確に把握できなくなり、懲戒の事務の目的が達成できなくなることから、今後の人事管理に関する事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、府教委事情聴取書については、その全てが非公開とされるべきである。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、本件懲戒処分を実施するために実施機関の担当者が起案し、決裁された文書一式であり、本件懲戒処分に関する起案文、被処分者に対する辞令案及び処分説明書案、管理監督者である所属学校長に対する訓告案、府教委処分検討資料、府教委事情聴取書で構成される。さらに、府教委事情聴取書は、事情聴取書及び別紙 1 から別紙 11 までの添付書類で構成されている。事情聴取書は、実施機関が、被処分者に対し本件懲戒処分を行うに際して、非違行為の事実確認や当該行為に至った理由等を直接被処分者から聴取した内容を記録した文書である。別紙 1 から別紙 11 までの添付書類は、実施機関が被処分者に対する事情聴取を行うにあたって用いた文書であり、この添付書類には、被処分者が非違行為を行うに至った動機や事実関係、被処分者の反省や今後の決意等を記載し、所属学校長に提出した顛末書が含まれている（別紙 1 から別紙 11 までの添付書類を以下「顛末書等」という）。なお、本件懲戒処分に関する起案文は、全て公開されている。

### 3 報道機関用資料等において公開された情報について

審査請求人は、実施機関が公開しないことと決定した部分に、実施機関が報道機関に提供した報道機関用資料等で公開された情報が含まれているので、公開すべきである旨主張する。

しかしながら、情報公開制度においては、既に公開されていることのみをもって一律に公開するのではなく、条例に定める非公開事由に該当するか否かを検討すべきであるので、個別の情報ごとに以下判断する。

### 4 審査請求後に開示された情報の審査請求の利益について

第五の 1 (4) アのとおり、実施機関は、処分説明書案及び訓告案について、審査請求後に、「被処分者が喫煙等を行った期間」及び「被処分者が生徒に対する暴行を行った年月」が記載された部分（以下「事後開示情報」という。）を公開した文書を審査請求人に対して交付しているため、審査請求人の主張には理由がない旨主張する。

しかしながら、当審査会が確認したところ、実施機関は本件決定の取消しを行った上で改めて本件請求に対する決定を行ったという事実はなく、また、審査請求人は事後開示情報について、本件審査請求の争点から取り下げる旨明示したという事実もない。

実施機関が行った公開決定等の処分の違法性の有無を判断する時点は決定時点であるから、実施機関が本件決定を維持したまま、本件審査請求の後に事後開示情報を審査請求人に公開していたとしても、審査請求人の審査請求の利益は消滅するものではない。よって、当審査会は事後開示情報も本件審査請求の対象として、以下判断する。

### 5 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件行政文書のうち、処分に係る検討内容及び対象職員に対する事情聴取内容は条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当し、処分等の対象となった職員の氏名、学校名、その他個人を特定し得る情報は条例第 9 条第 1 号に該当する旨主張するので、以下検討する。

#### (1) 条例第 8 条第 1 項第 4 号について

府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又



はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。

本号は、

ア 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、  
イ 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものに該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

本号の「人事管理」とは、職員の任免、服務監督、懲戒、勤務評価、人事異動などの事務をいう。

また、本号の「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られると解される。

## (2) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、

イ 特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ 一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものが記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。また、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

さらに、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」についても公開してはならない旨定めている。これは、氏名や住所等の個人識別情報を除いても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある情報については公開してはならないことを定めたものである。

例えば、カルテ、反省文等の個人の人格と密接に関連する情報や未公表の研究論文等公開すれば財産権等を害するおそれがある情報等について、個人識別性がなくとも本人の同意なく第三者に流通させることは適切でないことから、非公開とするものである。

なお、個人の権利利益を害するおそれのある情報であるか否かの判断にあたっては、当該情報の性質、第三者との関連性の有無並びにその態様及び程度その他具体的な状況等を十分に勘案して行うものとし、非公開の範囲を必要以上に広げることのないよう留意する必要がある。

(3) 条例第8条第1項第4号及び条例第9条第1号の該当性について

本件行政文書ごとに、実施機関が非公開とした部分の妥当性について、以下検討する。

ア 辞令案、処分説明書案及び訓告案について

辞令案、処分説明書案及び訓告案のうち実施機関が非公開とした部分は、被処分者の氏名、所属校、所属学校長の氏名、非違行為を行った日である。

被処分者の氏名は、懲戒処分を受けた者が誰であるか直接的に明らかになる情報であり、懲戒処分の原因である非違行為が公務遂行上の行為か、プライベートな領域の行為かにかかわらず懲戒処分を受けたことは、一個人としての評価を低下させる、まさに他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報であるので、条例第9条第1号に該当する。

被処分者の所属校、所属学校長の氏名は、被処分者が識別され得る情報であるため、同様に条例第9条第1号に該当する。

一方、非違行為を行った日については、被処分者を識別することができない情報であるため、(2)イに該当せず、公開すべきである。

イ 府教委処分検討資料について

実施機関は、府教委処分検討資料は条例第8条第1項第4号に該当する旨主張するので、以下検討する。

(ア) 府教委処分検討資料の非公開部分には、実施機関が本件懲戒処分の処分内容を決定するために考慮した事情や具体的な検討内容（以下「処分検討過程情報」という。）、処分の理由となった非違行為の内容や懲戒処分案、被処分者の反省の心情、管理監督者への措置案（これらの府教委処分検討資料の非公開部分に記載されている処分検討過程情報以外の情報を、以下「その他情報」という。）が記載されている。

これらの情報は人事管理に関する情報であると認められることから、(1)アに該当する。

(イ) 実施機関は、第五の1(4)イ(ア)aのとおり、処分内容の検討過程が公にされると、実施機関の非違行為の事実認定や評価の諸要素が明らかになり、その結果、実施機関が行う今後の同種の非違行為における懲戒の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

確かに、処分検討過程情報については、これを公にすると、処分決定の判断材料や、処分の軽重等を判断する際の内部的な基準が推測される可能性がある。この推測を基に同種の非違行為を行った者が自身の処分を軽減しようと措置を講じ、あるいは、処分の対象とならない範囲の非違行為を想定する可能性があり、今後の同種の懲戒の事務の公

正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、(1)イに該当すると認められる。

しかしながら、その他情報については、実際にこの府教委処分検討資料に記載された案どおりに処分や措置が行われていること、公にしても非違行為の事実関係等が明らかになるだけであることからすると、懲戒事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないので、(1)イに該当するとは認められず、以下(ウ)で非公開が妥当と判断した部分を除いて、公開すべきである。

(ウ) その他情報の条例第9条第1号該当性について検討する。

被処分者が行った非違行為の内容や懲戒処分案、管理監督者への措置案については、被処分者を識別することができない情報であるため(2)イに該当せず、公開すべきである。ただし、管理監督者である所属学校長への措置案の内容には、当該学校長の当該校への着任時期を示す情報が含まれており、この情報については当該学校長が識別され、ひいては被処分者が識別され得る情報であるので、条例第9条第1号に該当する。

被処分者の反省の心情については、個人の人格と密接に関連する情報であり、特定の個人を識別することができる情報を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められるので、条例第9条第1号に該当する。

ウ 府教委事情聴取書について

上記2で述べたとおり、府教委事情聴取書は、事情聴取書と顛末書等で構成されている。顛末書等は、実施機関が被処分者に対して事情聴取を行うにあたって用いた別紙1から別紙11までの文書である。

別紙1、別紙7及び別紙11は、被処分者が所属学校長に提出した顛末書であり、非違行為の事実関係や動機、反省の心情等が記載されている。

別紙2は、喫煙外出集計シートで、被処分者が勤務時間中に行った喫煙や外出の時間数が年度ごとに集計されている。

別紙3は、所属校及びその周辺の地図で、被処分者が勤務時間中に外出した場所が記載されている。

別紙4-1は、所属校の校舎配置図、別紙4-2及び別紙4-3は所属校の敷地内の写真で、被処分者が勤務時間中に喫煙行為を行った場所が記載されている。

別紙5は、平成20年3月5日付けで教育長が学校長あてに発出した、府立学校の敷地内全面禁煙の実施についての通知である。

別紙6-1は、平成30年7月13日付けで教育長が学校長・准校長あてに発出した、学校敷地内や勤務時間中における喫煙禁止の徹底についての通達である。

別紙6-2は、令和元年6月20日付けで教育長が教職員あてに発出した、勤務時間中における喫煙禁止の徹底についての通達である。

別紙8-1は、同年7月1日から同月末日の間の被処分者の特殊勤務手当の申請一覧で、特殊勤務手当の申請日、事実発生日等が記載されている。

別紙8-2、別紙10-1、別紙10-3、別紙10-5、別紙10-7、別紙10-9、別紙10-11は、被処分者の特殊勤務手当実績簿で、手当額や部活動における生徒への指導(以下「部活動指導」という。)を行った日時、具体的な指導内容等が記載されている。

別紙 9 は、実施機関が作成した給与実務の手引きのうち、特殊勤務手当の一種である教員特殊業務手当について記載された部分を抜粋したものである。

別紙 10-2、別紙 10-4、別紙 10-6、別紙 10-8、別紙 10-10、別紙 10-12 は、被処分者が作成した学校行事や、自身の出退勤時間、実施した授業、出張、部活動指導等について日ごとに記録した文書である。

実施機関は、顛末書等に基づき被処分者に対する事情聴取を行い、顛末書等を事情聴取書の一部として保管するのであるから、顛末書等は事情聴取書の一部をなすものとして一体の文書として扱うべきであり、事情聴取書と同様の理由により顛末書等も非公開とすべきである旨主張する。

しかしながら、行政文書の公開、非公開の判断を行うにあたって、一体の行政文書であるか否かは保管状況のみで判断するものではない。

加えて、仮に一体の行政文書であったとしても、条例第 10 条の趣旨を踏まえ、容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるのであれば部分公開すべきであることからすると、事情聴取書と顛末書等は分離してそれぞれ公開、非公開の判断を行うことが可能であるので、それぞれの文書について、以下検討する。

#### (ア) 事情聴取書について

実施機関は、事情聴取書は、あくまで公開しないことを前提に被処分者から非違行為の事実を聴取した記録であり、公開を前提としてなされると、被処分者から正確かつ詳細な供述を得ることが困難となり、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるので、条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当する旨主張する。

事情聴取書は、実施機関が本件懲戒処分を行うにあたり、当事者や関係者から非違行為の動機や事実等について直接聴取した内容を記録した文書であり、人事管理に関する情報であると認められることから、(1) アに該当する。

次に、(1) イ 該当性について、事情聴取を行った日時や場所、聴取者・被聴取者・立会者の所属・役職・氏名・印影等を記載した部分と、聴取者と被聴取者のやりとりを記載した部分に分けて検討する。

聴取者と被聴取者のやりとりを記載した部分には、実施機関が被処分者に事情聴取を行うことにより得られた非違行為の具体的な内容や動機等が詳細に記載されており、本件懲戒処分の決定の基礎をなす情報であると認められる。

被処分者に対する事情聴取の内容が明らかになると、実施機関の事情聴取の手法が明らかになるおそれがあり、これが公になると、今後の同種の非違行為を行った者が事情聴取で質問される内容を事前に想定し、自分に有利な回答を準備することが可能となることから、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分を決定するために必要な具体的かつ詳細な情報が得られにくくなるなど、懲戒の事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、事情聴取書本文は、(1) イに該当する。

事情聴取に要した時間については、聴取者と被聴取者のやりとりを記載した部分同様に、事情聴取の手法が明らかになるおそれがあり、懲戒の事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、(1) イに該当する。しかしながら、その他の事情聴取を行った日や場所、聴取者・被聴取者・立会者の所属・役職・氏名・印

影等については、これを公にすることをもち直ちに懲戒事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないので、（１）イに該当するとは認められない。

ただし、被聴取者の所属・氏名・印影、立会者の所属・氏名・印影については、被処分者が直接的に明らかになる情報や被処分者が識別され得る情報であるから、条例第９条第１号に該当する。

（イ）顛末書等について

a 条例第８条第１項第４号該当性について

実施機関は、事情聴取書と同様に顛末書等も条例第８条第１項第４号に該当する旨主張するので、以下検討する。

顛末書等は、実施機関が事情聴取の際に被処分者から詳細な供述を引き出すために用いた文書であり、実施機関が非違行為の具体的な事実を把握し、懲戒の事務を遂行する上で重要な情報であることから、人事管理に関する情報であると認められ、（１）アに該当する。

しかしながら、処分の決定にあたっては、顛末書等のみをもって処分を決定するのではなく、関係者への事情聴取によって得られた情報等を踏まえて総合的に判断すること、加えて顛末書等を公開することによる事務の執行支障について実施機関から具体的な主張がないことからすると、懲戒の事務執行において生じうる支障は法的保護に値する程度に達するものとまでは認められず、（１）イに該当するとは言えない。

b 条例第９条第１号該当性について

顛末書等の条例第９条第１号該当性について、以下検討する。

（a）被処分者及び被害生徒の氏名等について

被処分者の氏名及び印影並びに被害生徒の氏名は、懲戒処分を受けた者や被害生徒が誰であるか直接的に明らかになる情報であり、他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であるので、条例第９条第１号に該当する。

被処分者及び被害生徒の所属校、所属学校長の氏名及び関係職員の氏名は、被処分者や被害生徒が識別され得る情報であるため、条例第９条第１号に該当する。

所属校周辺の地図や所属校の校舎配置図、敷地内の写真は所属校が特定され、ひいては被処分者や被害生徒が識別され得る情報であるため、条例第９条第１号に該当する。被処分者の出退勤時間、学校行事、授業内容、部活動指導のスケジュールについても同様に、被処分者が識別され得る情報であるため、条例第９条第１号に該当する。

ただし、被処分者の職名や管理監督者である所属学校長等の職名は、これを公開したとしても、被処分者を識別することはできないので、（２）イに該当せず、公開すべきである。

（b）部活動指導に関する情報について

被処分者が行った部活動指導や特殊勤務手当に関する情報は、公務員の職務に関する情報であるから、公開すべきである。しかしながら、別途請求すれば公開されることとなる特殊勤務手当実績簿と照合することにより、被処分者が識別され得る情報である部活動指導の実施日や特殊勤務手当の申請日、被処分者が顧問になっている部活動名や参加した大会名等に係る情報は、条例第９条第１号に該当する。

(c) 実施機関が発出した通知等について

実施機関が発出した学校敷地内や勤務時間中の喫煙行為を禁じる通知及び通達、教員特殊業務手当の支給要件について記載した文書等を公開したとしても、被処分者や被害生徒を識別することはできないので、(2)イに該当せず、公開すべきである。

(d) 非違行為を示す情報等について

被処分者が勤務時間中に行った喫煙や外出の合計時間数や、被処分者が顛末書に記載した非違行為の具体的な内容を公開しても、被処分者を識別することはできないので、(2)イに該当せず、公開すべきである。

(e) 反省等の内心に係る情報

顛末書には、自身が行った非違行為を踏まえての被処分者の心情や反省の意、今後の決意等が詳細に記載されており、これらは個人の人格と密接に関連する情報であり、特定の個人を識別することができる情報を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められるので、条例第9条第1号に該当する。

## 6 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

丸山 敦裕、島尾 恵理、荒木 修、小谷 真理

別紙

本件行政文書		非公開が妥当と判断した部分
辞令案		・被処分者の氏名
処分説明書案		・被処分者の氏名及び所属校
訓告案		・被処分者の氏名及び所属校並びに所属学校長の氏名
府教委処分検討資料		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 行目 18 文字目～13 行目</li> <li>・ 15 行目 25 文字目～17 行目 16 文字目</li> <li>・ 17 行目 35 文字目～20 行目</li> <li>・ 21 行目～22 行目</li> <li>・ 28 行目 30 文字目～31 文字目</li> <li>・ 30 行目 2 文字目～ 5 文字目</li> </ul>
府教委事情聴取書	事情聴取書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被聴取者の氏名、印影及び所属校</li> <li>・立会者の氏名、印影及び所属校</li> <li>・事情聴取を行った時間</li> <li>・ 1 頁目～23 頁目の 10 行目</li> </ul>
	別紙 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被処分者の氏名、印影及び所属校 所属学校長の氏名及び所属校</li> <li>・ 顛末書本文の 1 行目 4 文字目～22 文字目</li> <li>・ 顛末書本文の 3 行目 6 文字目～13 文字目</li> <li>・ 顛末書本文の 5 行目 27 文字目～30 文字目</li> <li>・ 顛末書本文の 6 行目 9 文字目～12 文字目</li> <li>・ 顛末書本文の 7 行目 29 文字目～ 8 行目 1 文字目</li> <li>・ 顛末書本文の 11 行目 1 文字目～16 文字目</li> <li>・ 顛末書本文の 13 行目 7 文字目～16 行目</li> </ul>
	別紙 2	被処分者の氏名、印影及び所属校
	別紙 3	記載内容全て
	別紙 4 - 1	
	別紙 4 - 2	
	別紙 4 - 3	
	別紙 5	被処分者の印影
	別紙 6 - 1	
	別紙 6 - 2	
別紙 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被処分者の氏名、印影及び所属校 所属学校長の氏名及び所属校</li> <li>・ 顛末書本文 1 頁目の 1 行目 8 文字目～15 文字目</li> <li>・ 顛末書本文 1 頁目の 2 行目 20 文字目～21 文字目</li> <li>・ 顛末書本文 1 頁目の 4 行目～ 7 行目</li> <li>・ 顛末書本文 1 頁目の 8 行目 4 文字目～11 文字目、14 文</li> </ul>	

		字目～21 文字目 ・ 顛末書本文 1 頁目の 11 行目 1 文字目～8 文字目、19 文字目～27 文字目 ・ 顛末書本文 1 頁目の 13 行目～14 行目 ・ 顛末書本文 1 頁目の 16 行目 14 文字目～21 文字目 ・ 顛末書本文 1 頁目の 17 行目 39 文字目～20 行目 ・ 顛末書本文 1 頁目の 21 行目 11 文字目～18 文字目、20 文字目～21 文字目 ・ 顛末書本文 2 頁目の 3 行目～17 行目
	別紙 8 - 1	・ 被処分者の氏名及び印影及び所属校 所属学校長の氏名及び所属校 ・ 申請年月日欄の 5 文字目～8 文字目、14 文字目～18 文字目 ・ 表中申請年月日欄及び表中事実発生日欄の「令和 1 年」の後 5 文字
	別紙 8 - 2	・ 被処分者の氏名、職員番号、印影及び所属校 関係職員の氏名及び所属校 ・ 実績日付欄の「令和 1 年」の後 8 文字 ・ 従事した業務の時間、場所及び部名（講習名）に係る情報
	別紙 9	被処分者の印影
	別紙 10 - 1	・ 被処分者の氏名、職員番号、印影及び所属校 所属学校長の氏名 ・ 実績日付欄の 6 文字目～13 文字目 ・ 従事した業務の時間、場所及び部名（講習名）に係る情報
	別紙 10 - 3	
	別紙 10 - 5	
	別紙 10 - 7	
	別紙 10 - 9	
	別紙 10 - 11	
	別紙 10 - 2	年月日欄、曜日欄、天気欄を除く記載内容全て
	別紙 10 - 4	
	別紙 10 - 6	
	別紙 10 - 8	
	別紙 10 - 10	
	別紙 10 - 12	
	別紙 11	・ 被処分者の氏名、印影及び所属校 所属学校長の氏名及び所属校 被害生徒の名前 ・ 顛末書本文 1 頁目の 22 行目、24 行目 6 文字～22 文字目 ・ 顛末書本文 2 頁目の 2 行目～12 行目